

裁判員経験者との意見交換会議事概要

秋田地方裁判所

日時 令和元年5月21日（火）午後2時から午後4時
場所 秋田地方裁判所大会議室（5階）
出席者 司会者 杉山正明（秋田地方裁判所刑事部総括判事）
裁判官 藤枝健太（秋田地方裁判所刑事部判事補）
検察官 岩名勝彦（秋田地方検察庁検事）
弁護士 有働悠一（秋田弁護士会弁護士）
裁判員経験者1番（殺人未遂事件担当）
裁判員経験者2番（現住建造物等放火事件担当）
裁判員経験者3番（強盗致傷等事件担当）

【議事概要】

1 趣旨説明等

（所長）

ただいまから、裁判員経験者との意見交換会を始めます。

秋田地裁所長をしております土田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

裁判員経験者の皆様にはお忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。裁判員裁判は平成21年5月に施行され、10年を経過いたしました。これまでのところ、裁判員の皆様を含む関係者のご努力もありまして、おおむね順調に運用されていると理解しておりますが、なおいろいろな課題が存在し、継続的に点検し、検討をしていくこと、工夫、努力を重ねていくことが必要であると考えています。

本日の意見交換会は、秋田地裁における第7回の意見交換会となります。

本日の意見交換会を開催する趣旨は、第1は、裁判員を経験された方々から率直なご意見やご感想をうかがい、今後の裁判員裁判の運用の参考と

させていただきたいということです。

第2は、本日は報道機関の皆様にもお出でいただいておりますが、裁判員を経験された方々の生の声をこれから裁判員裁判に参加される県民の皆様にお伝えいただくことにより、不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのではないかとということです。

こうした趣旨の下、本日は3名の裁判員経験者と検察庁、弁護士会及び裁判所からそれぞれ1名ずつご参加いただいております。これからの進行は、刑事部総括の杉山が行います。

(司会)

紹介にあずかりました、杉山でございます。皆様とは事件を一緒に担当させていただきました。お久しぶりです。

本日の具体的進行としましては、まず3名の裁判員経験者の方々から「裁判員に選任される前に裁判員になりたいと思っていたかどうかという点と、裁判を終えた後のご感想」について、一言お話しいただいた後、

1つ目のテーマとして、審理、評議、判決について、2つ目のテーマとして、裁判員を務める上での負担感についてそれぞれご感想やご意見を、3つ目のテーマとして、法律家等への要望について、4つ目のテーマとして、これから裁判員になられる方々へのメッセージについてお話いただければと考えています。

次に、裁判員経験者の方々からのお話を受けて、法律家の皆様方からご質問、ご意見やご感想を頂戴したいと思います。最後になりますが、報道機関の皆様方からのご質問等をいただければと考えています。

それでは、今回出席された皆様のご紹介に移りたいと思いますが、本日は裁判員経験者の方々をそれぞれテーブルプレートに記載してありますように番号でお呼びさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

(司会者)

はじめに，法律家の方々から自己紹介をお願いします。

検察庁からは岩名検察官にお出でいただいています。自己紹介をお願いします。

（検察官）

秋田地方検察庁の検事の岩名です。秋田では裁判員裁判を昨年4月の着任から2件担当しました。本日は率直なご意見とご感想をいただければと思っています。

（司会者）

弁護士会からは有働弁護士にお出でいただいています。自己紹介をお願いします。

（弁護士）

秋田弁護士会の有働です。本日は，裁判員10周年記念キャッチコピーの最優秀賞を受賞しました。「しつたげ，おがった。秋田の裁判員制度。」です。本意見交換会では，率直な意見をいただき，刑事弁護活動に生かしたいと考えています。

（司会者）

裁判所からは藤枝裁判官が出席しております。自己紹介をお願いします。

（裁判官）

秋田地方裁判所刑事部裁判官の藤枝です。昨年1月に着任し，1年半で10件の裁判員裁判を担当し，本日ご参加の裁判員等経験者の方々ともご一緒させていただきました。

本日は皆様から率直なご意見をいただき，今後の裁判員裁判の参考とさせていただきます。

（司会者）

それでは，本日出席いただいた裁判員経験者の皆様から，「裁判員に選任される前に裁判員になりたいと思っていたかどうか」という点と，裁判を終

えた後のご感想」についてうかがえればと思います。

まず、1番の方は、殺人未遂の事件を担当されました。被告人が、就寝中の被告人の息子に対し、殺意をもって、その左側頸部をカミソリで切り付けたが、同人に全治約12日間を要する傷害を負わせたにとどまり、死亡させるに至らなかったという事案でした。量刑が争点の事案で、検察官は、量刑上重要な事情として、犯行態様が危険であること、傷害の結果は小さくないことなどを主張し、弁護人は、動機に酌むべき事情があること、被害者が被告人を宥恕していることなどを主張されていました。このほか、被害者保護の関係で、被告人の氏名も秘匿の対象とされました。また、被害者の傷口といった刺激証拠に関して、白黒化するなどの配慮をした事案でした。公判期日は判決宣告期日を含めて3回、第1回公判期日から判決までの期間は4日間でした。

(1番)

裁判員に選任されると思っていませんでしたが、選ばれた場合はやりたいと思っていました。

裁判を終えた感想は、裁判はもっと堅苦しく、こちらが緊張するような中で行うものと思っていましたが、裁判官の方々が優しく、いろいろ教えてくれたため、私としては、非常に楽な感じで終えることができたと思っています。

(司会者)

次に、2番の方は、現住建造物等放火未遂事件を担当されました。宗教法人の関連施設に居住していた被告人が、居室に放火して自殺しようと考え、じゅうたんに灯油をまいた上、同所にライターで点火して火を放ったものの、居室の内壁等を焦がしたにとどまり、その目的を遂げなかったという事案でした。主たる争点は、現住建造物等放火の故意があったのか否か、被告人の責任能力の有無及び程度でした。公判期日は判決宣告期日を

含めて4回で、第1回公判から判決宣告期日まで休日も含めて8日間でした。

(2番)

裁判員に選ばれる前も、制度に非常に興味がありました。選任されて、正直なところ、感激しました。

裁判を終えての感想は、1番さんと同じです。達成感もあり、私はやって良かったと思っています。

(司会者)

次いで、3番の方は、被告人3名の審理を併合した上でなされた強盗致傷、恐喝事件で、被告人2名については、詐欺や窃盗等の余罪も併合審理されていました。事案は、被告人3名が、被害者1名を脅迫して、ネックレス2点や現金10万円を脅し取った恐喝の事件と、被害者1名に脅迫、暴行を加え、その反抗を抑圧し、現金2000円やサングラス等31点を奪い取り、回復困難な視力低下を伴う左外傷性視神経症の傷害や全身打撲等の傷害を負わせたという強盗致傷の事件で、その他、被告人2名の詐欺事件については、いわゆる特殊詐欺の受け子、出し子を行なったという事件でした。

主たる争点は、強盗致傷事件及び恐喝事件のそれぞれについて、被告人3名に、実行行為があったのか否か、故意及び共謀（事前共謀及び現場共謀）があったのか否か、でした。被害者、目撃者、共犯者等の多数の証人から話を聞く必要があったことや、被告人1名、共犯者1名が犯行時少年であったことから、プライバシー保護の点から関係者の複数の氏名を秘匿しながら審理したこと、ビデオリンク方式により証人尋問を行ったこと、被告人3名の事案と被告人2名の詐欺、窃盗等の事件の審理とは期日を分けて行ったことなどが特徴的な事案でした。公判期日は判決宣告期日を含めて9回、第1回公判から判決宣告期日まで休日も含めて17日間でした。

(3番)

裁判員について、選任前に考えることはありませんでしたが、通知が来た際にお断りする気持ちにはなりませんでしたが、ただ、全くの未知の世界であったため、私の年齢からして負担が大きいと感じ、二、三日くらいは夜眠れないような気持ちでいましたが、だんだん慣れてきました。

私の担当の事件は、期間が長かったとのことですが、日にちが経つにつれて、「素人がその世界にのめり込んでいく」という言い方が合っているかは分かりませんが、前向きにとらえるようになり、一緒に参加されている他の裁判員の方々ともいろいろ話ができるようになりましたので、期間はそれほど長く感じませんでした。

裁判を終えてみると、もう少し議論をしてみても良かったかなという気持ちにもなりましたが、自分なりに満足感・達成感がありました。

2 審理手続についての感想・意見

(司会者)

それでは、審理手続について、ご意見やご感想を伺いたいと思います。

審理手続の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。その初めに、検察官と弁護人が順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述はこれから行われる証拠調べの概要やポイントを各当事者の立場から説明するというものです。その上で、書証の取調べ、証人尋問、被告人質問へと進みます。そして、証拠調べの結果を踏まえて検察官は論告、弁護人は弁論という意見を述べる手続を行い、被告人の最終陳述と進み、審理を終えることとなります。なお、皆さんが参加された裁判員裁判のときから時間も経過していることから、本日はあらかじめ皆様に資料をお配りしました。必要に応じてご参照ください。

審理全般についてですが、検察官、弁護人の冒頭陳述や論告、弁論が分かりやすかったのか、それとも分かりにくかったのか、印象に残っていることがありましたら、ご意見を伺えればと思います。

(1番)

冒頭陳述が分かりやすかったと思いました。冒頭陳述を聞きながら、殺人未遂事件ではあるものの、それだけではなく、母親である被告人の事情にも考えが及びました。事件の内容がある程度つかめたという印象です。

(2番)

私も冒頭陳述が分かりやすかったという印象です。「何だろうな」と疑問に思うところはありませんでした。進め方も良かったと思います。

(3番)

私としては、冒頭陳述、論告、弁論を受け、スムーズに決断できたかなと考えています。

(司会)

次に、証拠調べについて伺いたいと思います。証拠の中には、被害者のけがの写真や、生々しい傷跡の写真など、裁判員が負う精神的負担が大きいのではないかと考えられる証拠がある場合もありますが、このような証拠については、争点との関係で真に取調べが必要な証拠に厳選し、あるいは、写真をカラー写真ではなく白黒写真を用いたり、彩度を落としたり、写真でなく図面で足りるような場合には図面を用いたりするなどして、裁判員にとって過度な負担にならないような配慮をした証拠調べを行う場合もあります。この点についてご意見を伺いたいと思います。

1番の方と、3番の方は、被害者のけがの写真の取調べがありました。これらを見たり聞いたりした際の精神的な負担感はいかがだったでしょうか。けがの写真を取り調べる必要はなかったのではないかと、あるいは、逆に、もっとありのままの写真などの取調べがあっても良いのではないかと

というようなご意見もうかがえればと思います。

(1 番)

写真については、手続ということで、普通に確認しました。傷口についても、負担を感じることはありませんでした。

(3 番)

写真を見て、何も感じないということはありませんでしたが、その証拠がなければ前に進まないのではないかと考えました。

けがの写真については、私としては何とも言えませんが、あまりにひどければ、やはり裁判所として配慮していただくことになるのかなと思います。今回の私の担当事件についてはそこまでではありませんでした。

(司会者)

2 番の方は、そのような写真の証拠はありませんでしたが、見聞きした証拠の中で精神的な負担を感じたというようなものはあったでしょうか。

(2 番)

写真、資料含め、負担はありませんでした。

(司会者)

証人尋問についてですが、2 番の方の事件では、被告人の犯行当時の精神状態などが問題になり、精神科の医師 2 名の証人尋問が行われました。また、3 番の方の事件では、傷害の程度について医師の証人尋問が行われました。

専門的な言葉が使われたり、内容も専門的なものだったかと思いますが、尋問内容は分かりやすいものとなっていたでしょうか。

(2 番)

精神科医の証人からは、非常に細かく説明がありましたが、分かりやすかったです。

(3 番)

医師の証言から、傷の状態がしっかり分かりました。

(司会者)

検察官の質問に対する回答の場面が分かりやすい、あるいは、分かりにくいとか、弁護人の質問に対する回答の場面が分かりやすい、あるいは、分かりにくいということがありますか。

(2番)

検察官側の質問は分かりやすかったです。また、弁護人側も良かったと思います。弁護人自身がもらい泣きし、人としての柔らかい部分が出ていたことが印象に残りました。

(3番)

検察官、弁護人とも分かりやすかったと思います。

(司会者)

3番の方の事件では、証人が多数に上りました。それらの証人の証言が分かりにくかったということはなかったですか。

(3番)

証人の意見はある程度一致していたため、特に負担を感じませんでした。

(司会者)

3番の方の事件では、被害者の1名にビデオリンク方式が取られました。分かりにくかったということはなかったですか。

(3番)

ビデオリンク方式は、裁判員にとっても、被害者にあの場で質問をされるよりも気持ちが楽でしたので、良い手続であると思いました。

(司会者)

1番、3番の方の事件では、関係者の名前が秘匿されたまま審理が行われましたが、分かりにくかったということはなかったですか。

(1番)

不便なく理解できました。何が、どのようにして、どうなったかという部分がはっきりしており、また、こういうことなので、この表示をしたほうが良いという説明がありましたので、分かりやすかったです。

(3番)

私のほうも、特別分かりにくいことはなく、不便はありませんでした。

(司会者)

被告人質問などを聞いて、分かりにくかったところはありませんか。

(1番)

分かりにくいところはありませんでした。被告人らの行為の動機や考え、結果までの行動の経過を感じることができました。

(2番)

分かりにくいところはありませんでした。被告人がありのままに質問を受けていると感じましたし、おかしいと思う部分はありませんでした。

(3番)

3名の被告人でしたが、分かりにくいところはありませんでした。ただ、3名が同じ法廷で質問を受けたため、被告人らの話すことが、前の人の話を受けて変化が見られるような気がして、別々に質問する形であつたらどうかと思うところはありませんでした。

3 評議・判決についての感想・意見

(司会者)

それでは、次に評議や判決について伺いたいと思います。

評議では、1つ目として、裁判官から法律用語などについての説明があったと思いますが、評議を進めるに当たって裁判官からの説明は分かりやすかったですでしょうか。また、そのような説明等を前提として、2つ目として、評議の中でご自身の意見を十分にお話ただけたでしょうか。評議の

時間が十分なものであったか、話しやすさはどうであったか、評議が充実していたかなどについて伺えればと思います。

(1 番)

評議での裁判官の事案をかみ砕いた説明がうまく、分かりやすかったです。

(2 番)

一人一人、紙に思っていることを記入し、ホワイトボードにそれを貼ってまとめ、どの意見が多いか、どのような点が重要かを表す方法で進めており、そのやり方が良いと思いました。

(3 番)

私自身は、判決前にもう少し議論しても良かったかなと思いました。大筋で問題はないと思いました。

4 裁判員を務める上での負担感について

(司会者)

それでは、次に、裁判員を務める上での負担感などについて、お話を伺いたいと思います。

裁判員裁判はそもそも刑事裁判について行われるものであり、特に、審理が長期間にわたる事件では精神的な負担感があったのではないかと思います。また、裁判の期間中、お勤め先をお休みになったり、ご家族に何らかの負担がかかったりと、様々なお苦勞や気遣いがあったかと思います。裁判の期間中に特に大変だったことなど、お話を伺えたらと思いますが、いかがでしょうか。また、その負担感を少しでも解消する方法として、何か改善してほしい点や課題などありましたら、お話しいただければと思います。

(1 番)

裁判についてはこれと言って負担はありませんでした。ただ、守秘義務というのがどこまでの範囲であるか分からない部分はありました。

(2番)

裁判員として参加する際は、会社の上司に報告し、参加させてくださいと伝えたところ、快く送り出してくれましたし、裁判自体についても、特別驚いたこともありませんでした。改善点は特にないと思っています。

(3番)

負担感はありませんでしたが、不安感がありました。未知の世界ですので、不安のない方はいないと思います。そこで、例えば、裁判員裁判実施前に1時間、30分でも、裁判官からこういうふうな流れですよという話にプラスして、肩の力を抜くようなお話をしてもらえると、とても楽に裁判に臨めるのではないかと考えます。

5 法律家への要望

(司会者)

ところで、最近、裁判員を辞退したいと希望する方が増えていることなどから、国民の皆様の裁判員制度に対する関心が薄れてきているのではないかとということが話題になっています。実際に裁判員裁判に参加してみて、今後、どのようなことをすれば皆様、一般の方が裁判員裁判により興味を持ち、参加しやすくなるかという点について、裁判所、検察庁、弁護士会それぞれに対して、何か望むことはあるでしょうか。

また、裁判所、検察庁、弁護士会以外、例えば、今日は報道機関の方もいらっしゃっていますが、報道機関に対して、あるいは、役所、学校、企業などに対して、望むことなどもあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(2番)

テレビや雑誌で、海上保安官を募集するような、裁判員も何かしら広く参加を呼びかけることをしてはどうかと思います。

(3番)

私は、守秘義務の把握ができていない限り、経験者側から、制度を広めることはなかなか難しいのではないかと考えています。また、周りの人たちも、裁判員経験者に対して質問をしてはいけないと考えているようでもあります。

私たち経験者が、啓発のために裁判員のことを話す場合、どのようなことを言っているのか、言ってはならないのかという部分が分からないのです。そこを議論し、整わない限り、広く制度を広める環境は作りづらいのではないかと考えます。

6 これから裁判員になる方へのメッセージ

(司会者)

最後に、皆様にこれから裁判員となられる方へのメッセージがあれば、お伝えいただければと思います。その際に、ご自分にとって、裁判員を経験したことでプラスになったということがあれば教えていただければと思います。

(1番)

裁判員に選ばれた際には、進んで「やろう」という気持ちになっていただければと思います。

また、家族や、職場の人から、行かなくてもいいよという話が出てくることのないような、理解を得られる環境になれば良いなと考えています。

(2番)

1番さんと同じです。まず、自分で「やろう」という気持ちになってもらいたいと考えます。裁判員は大変だろうと思い、断った方も知っていますが、私自身が経験してみると、大変なことではありましたが、予想して

いたよりも分かりやすく進み、経験して良かったと考えています。家族も経験して良かったねと言ってくれています。

(3番)

めったにできる経験ではないため、皆さんに参加してほしいと思っています。これまで経験したことのない視野で、裁判に参加することができました。

(本日参加できなかった経験者からのメッセージ読み上げ)

7 法律家からの質問、感想

(司会者)

法律家の皆様はこれまでの裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、何かご質問があるでしょうか。また、どのようなご感想をお持ちになりましたでしょうか。

(検察官)

本日は、貴重な意見をありがとうございました。

検察官の主張立証活動は、おおむね分かりやすかったとの感想をいただきましたが、検察官からの証拠の量が多い、これがあればもっと分かりやすいなどの感想があればお聞きしたいと思います。

(2番)

私の担当した事件では、証拠の量は十分であると思いました。

(司会者)

最近では、立証に必要な証拠に絞った請求をすることが全国的に行われていると考えますが、やはり検察官としてその点は意識しているのでしょうか。

(検察官)

そうです。

(司会者)

3番さんの事件は、証人も多かったですが、いかがでしょうか。

(3番)

特別に、多い、少ないなどの感想はありません。なお、資料については、私たちが素人であるため、もう少し主張の方について資料があっても良かったのではないかと考えます。

(弁護士)

本日はありがとうございます。感想として、皆さん非常に丁寧に評議に臨まれ、また、裁判官はしっかりとまとめているという印象を受けました。

先ほど、3番さんがもう少し議論をしたかったというお話をされましたが、この点、例えば時間を増やしてほしいということが、もしくは検察官、弁護士、裁判官にこういうふう提案してほしいという事項があるということであるか、この点いかがでしょうか。

(3番)

弁護人の質問については、質問がかぶってしまったたり、あいまいなところがあったという感想は持ちました。

(司会者)

3番さんの事件は、弁護人が6名であったこともあり、質問に重複があったかもしれません。

(裁判官)

本日はありがとうございました。裁判員裁判を進めるにあたり、裁判官として、しっかり指揮が執れているか、良い指揮を執るためには良い雰囲気話し合いをする必要があると常に意識しておりますので、先ほどおっしゃっていただいたように、初め不安があっても、だんだん解消され、いい方向に議論が持っていけたというお話がいただけたことをうれしく思います。

裁判所からの質問ですが、日程について、1番さんの事件は火曜日から金曜日でしたが、2番、3番さんの事件は間に土日が入りました。この点、負担であった、前の話を忘れてしまうなどのご意見があればお聞かせください。

(2番)

土日があっても、流れが途中で止まることはありませんでした。

(3番)

土日が2回ありましたが、頭の整理もでき、かつ休養も取れたので良かったと思っています。

8 報道からの質問

(司会者)

記者の皆さんから、何か質問などありましたらお願いします。

(秋田魁新報社)

裁判員制度の導入により、刑事裁判の質向上につながったと考えられるでしょうか(質問の対象は裁判員等経験者)。

(1番)

向上につながったと考えています。今までは裁判官のみで偏りがあると思っただけでしたが、今は身近に感じています。

(2番)

1番さんと同様です。

(3番)

向上につながれば良いと考えていますが、まだ私自身には分かりません。

(秋田魁新報社)

全国的に上昇傾向にある辞退率など、運用開始10年を迎えて見えてきた制度の課題や、課題解決のために取り組んでいる対策はあるでしょうか

(質問の対象は裁判官，検察官，弁護士)。

(裁判官)

開始直後の期待や初めての制度であるという盛り上がりから見て，この10年で，落ち着いてきてしまったからではないかと考えます。

そこで，この点も盛り上げるために，秋田地裁として，実際に私が行ってきましたが，学校で裁判員制度の講義を行ったり，法廷見学ツアーを組んだりなど，広報により理解を得るようにしていくことで改善につながればと考えています。

(検察官)

制度への理解ということもありますが，立証責任を負う側としては審理期間や負担感を考えています。必要な証拠を挙げていますが，やはり裁判員の負担を意識しています。今後も継続していきたいと考えています。

(弁護士)

市民と刑事手続との間の距離を縮めていくという観点から，広報活動を行っています。ラジオ番組により制度を説明したり，学生対象のジュニアロースクールを開催，シンポジウムを開催しています。

(秋田魁新報社)

制度開始以来，県内で証拠の採否などを巡って検察，弁護側と裁判所が対立した事件はありますか(質問の対象は裁判官，検察官，弁護士)。

(裁判所)

ご質問の事件の例として，裁判員の負担の観点から，裁判所が証拠の取り調べを控えてほしいというようなことが想定されるのでしょうか。

このような場合，公判前に，検察官，弁護士，裁判所で協議しすり合わせを行っているため，実際には，ご質問のような事例はないと思っています。

(検察官)

裁判所と同意見です。

(弁護士)

ビデオリンクでの証人尋問の際、法廷内のモニターは傍聴人には見えな
いようにする場合がありますが、そのような取調べ方法を採用するのであ
れば、プライバシーと公開原則との間の問題として生じる場合はあるかと
思われます。

(NHK)

先ほど、経験者の方から、守秘義務が難しいという話がありましたが、
もう少し詳しくお話しいただいてもよろしいでしょうか。

(1番)

事件のあらましは言ってもいいか、関係者の名前を言ってもいいのかな
どは、悩むところです。

(2番)

話す人の範囲について、親、兄弟、親戚はどうか、職場の人はどうかな
ど、どのあたりの人達に話してはいけないか悩むことがあります。

(3番)

守秘義務の大筋はわかっているつもりですが、具体的にと言われるとわ
からないところがあります。これを言ってはだめだよと具体的に言っても
らえれば、それ以外は私も周りの人にどんどん話せるのですが、今は、周
りの人も、どう聞いていいか、裁判員裁判から避けるような感じがありま
す。守秘義務について、はっきりしてもらったほうが、制度理解を得られ
るようになると考えています。

(NHK)

審理期間の長期化について、先ほど裁判員裁判で気を付けていることを
話しておられましたが、一般的にも気を付けているのでしょうか。

(裁判官)

審理期間は、事件の規模と証人の数によって変わってくると考えますが、証人の数が膨大にならないように調整することは心がけています。

また、人数が多いと、情報も多くなるため、ポイントを絞って質問することを心がけています。

(毎日新聞)

先ほど読み上げられたメッセージで、「恨みを買いたい」という話がありましたが、実際に裁判員を務められた上で、逆恨みの心配や苦労があったりしたことはありますか。

(1 番)

私ではありませんが、私の知人は、そのような恐れから周りから辞退を勧められたと聞いています。

(2 番)

脅かしはありませんが、冷やかしかあるかもしれないと思ったことはあります。今のところありませんが、今日の報道がされると、親戚や同僚が気づいて、冷やかしかあるかもしれないとは考えています。

(3 番)

直接考えたことはありませんでした。

(秋田テレビ)

裁判員裁判への不安感、負担感について、裁判官として本日の意見交換会を経て、こうしたいと思ったことがあればお聞かせください。

(裁判官)

先ほど、経験者の方から、裁判員裁判実施前に1時間、30分でも、裁判官と、裁判の前に懇談の時間があればとても楽に裁判に臨めるとの意見があり、これは良いと思いました。裁判官側としては、裁判員に事件に集中してもらいたいと考えておりましたが、最初にこういったイメージづくりをしてから法廷に入ってもらおうということについては、すぐにできるの

ではないかと、良いご意見をいただいたと思っています。

(秋田放送)

先ほど、裁判員の方にお聞きしましたが、検察官、弁護士側はそれぞれ、裁判員制度についてどのように考えておられるでしょうか

(検察官)

裁判員制度については、一般の方の意見を刑事裁判に反映することを制度の趣旨としているものですが、この10年、分かりやすくするという意識で、研究も行われてきました。その結果、公判で一般の方の意見が反映された判決がなされることになり、被告人には判決内容がより身につまされることができるようになってきていると思います。

(弁護士)

従前は、書面中心の裁判でしたが、裁判員制度施行後は、見て聞いて分かるということを意識し、現行の運用となっていると考えます。弁護士としても、正しく、分かりやすくという点を中心に、各弁護士が研さんしています。裁判員制度は、弁護士としても、価値があるものと考えています。

(秋田魁新報社)

守秘義務の負担についての裁判官の意見をお聞かせください。

(裁判官)

守秘義務の趣旨については、その範囲についてどう説明するかについて分かりやすくする必要はないかと感じています。

法廷での内容については、公開されていますので、話してもらって構わないものです。一方、評議で、誰が、どのようなことを言ったかについては、評議の本質、有罪無罪に関わることについての話であり、守秘義務にかかるものであるとの説明をしていますが、グレーゾーンがあると、個別事件の個別の受け答えになってしまうため、ずれが生じる場合があると考えます。

(司会者)

本日は、参加者の皆様方、お忙しい中わざわざお集まりいただき、貴重なご意見をお話しいただき、誠にありがとうございました。心からご礼申し上げます。

裁判所としては、今後も、裁判員裁判を国民の方がさらに参加しやすい制度にしていくこと、裁判員にとって分かりやすい審理を実現していくこと、裁判員の皆様のご自身の意見を率直に言えて、充実した評議を実現することなどについて心がけ、努力を重ねていくつもりです。

これで、裁判員経験者の意見交換会を終了します。裁判員経験者の皆様、法曹三者の皆様、大変お疲れ様でした。

以 上